

**平成２０年度第２回
広島市青少年と電子メディアに関する審議会**

- 1 開催日時 平成２０年６月２１日（土） １４：００～１６：００
- 2 開催場所 市役所北庁舎別館２階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（５０音順）１０名中７名
小田委員、越智委員、下田委員、豊田委員、平田委員、福田委員、松田委員
（欠席：石田委員、小野委員、河野委員）
 - (2) 事務局（市）
教育長、教育委員会青少年育成部長、育成課長、育成課職員
- 4 公開・非公開の別
公開
- 5 傍聴人
６名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 資料説明
 - (4) 議題
「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準の答申案について」
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 7 議事録
別添のとおり

■開会

(事務局)

それでは、時間もまいりましたので、ただ今から、『第2回 広島市青少年と電子メディアに関する審議会』を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、御出席いただきました委員の皆様の御紹介につきましては、お手元の配席表をもって代えさせていただきますと存じます。

また本日は、広島大学大学院教育学研究科、石田委員、広島地区高等学校PTA連合会、小野委員、精神科医の河野委員の3名が御都合により欠席されています。

委員定数10名に対しまして御出席の委員7名と過半数に達しておりますので、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日御出席の下田委員におかれましては、帰りの列車の都合により3時半ごろには退席されますことを皆様にお知らせさせていただきます。

では、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきますと思います。

ただ今の配席表のほかに、次第、委員名簿、下田委員からの提出資料、豊田委員からの提出資料、それと資料1から2、3、それとリーフレット、ポスター「平成19年度科学技術について話し合う市民会議報告書」をお配りしています。

なお、ポスターにつきましては、実際には、この4倍になります。今、会長、副会長の後ろに貼ってありますポスター、こちらが、そのポスターになります。

御確認いただけましたでしょうか。

それでは、これからの進行は越智会長にお願いいたします。

■議事

(越智会長)

それでは、これより審議を始めたいと思いますが、お手元に次第がございますので、それに沿った形で進めさせていただきますと思います。

この審議会は、「広島市審議会の運営等に関する要綱の第8条及び広島市青少年と電子メディアに関する審議会の公開に関する取扱要領」というのがございまして、それに基づいて公開で開催することになっております。

傍聴の皆様がいらっしゃいますけれども、お願いがございます。傍聴要領を配布させていただいていると思いますが、これをよくお読みいただきまして、遵守事項をきちんと守っていただくということをあらかじめお願いいたします。会議の開催中は静かに傍聴して、傍聴要領に記載された事項を守ることとさせていただきます。

また、傍聴者は、会議場におきましては、会長若しくは事務局係員の指示に従っていただくことになっております。万一、遵守されない場合には退場していただくということがございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、資料説明に移りたいと思います。

事務局、御説明をお願いいたします。

■事務局説明

(事務局)

失礼します。

お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

本日の審議会の開催に当たりまして、下田委員と豊田委員から資料の御提供をいただいております。そこへ、次第の委員名簿のあとに付けていると思います。

その資料につきまして、議事に入られる前に御提供くださった委員の方から御説明の方をお願いしたらどうかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

(越智会長)

今、説明をいただきましたけれども、それでは、下田委員の方から説明いただけますでしょうか、よろしくお願いいたします。

■資料説明

(下田委員)

私の方から、事務方から依頼されたことにより資料を提供して説明をさせていただきます。

事務方からは、この審議会の参考に、ということで依頼されておりますのは、世間一般で言いますと、急に顕在化してきたような国と業界の動き、それも、私、下田研究室としても初期から国・業界への対応をしてきてまいりましたので、その体験を交えながら御報告しようということでございます。

手短に要点だけをお話することになりますけれども、まず、資料の最初の朝日新聞の記事ですけれども、これについて現況、現在の状況を最も象徴的に示す編集になっているかと思うので、これから、まず。もちろん、私の立場を中心にお話をさせていただきたいと思います。

これは3人の立場、向かって上段左側にはソフトバンクの嶋さんの御意見、右側には山谷えり子さんの御意見、首相補佐官としての政府の意見ですね。そして、研究者としての私の意見というふうになっております。

私の立場はどちらかといえばというか、基本的には山谷さんに賛同する立場なのです。その後ろにもう1枚記事を付けておりますが、同じような対照的な議論の編集になっておりますが、「耕論」というタイトルの記事です。これは、赤田さん、日本PTA連合協議会会長の赤田さんと私の立場です。

ざっと整理しますと、赤田さんと山谷さんは同じ意見である。それで、政府の意見というのも、会長さんの意見も同じということです。

私は、先ほど申しましたように山谷さん、政府の規定に対して基本的には賛成なのですが、異論は、もちろんあります。

5年前にこのような政府の見解が出ていれば、問題解決はもっとやさしかっただろうと。5年というのは、私のいろいろな経験からこれがギリギリだったと思うのですが、遅すぎると。これは確かに正論ではあるわけですが、現実的な問題解決には結びつかないという率直な私の意見です。

ソフトバンクの社長室長の嶋さんは、これは問題解決という立場から考えれば、いわば問題はないと言っているような人でして、業界の、営利企業ですから営利追及、業界の本音が率直に出

ている。それはそれでわかるのですが、私も、問題をどのように認めて、その問題をどう解決するのか。

この問題というのは、言うまでもなく、日本の子どものインターネット利用、とりわけ携帯電話からのインターネット利用がもたらしている、起こしている問題でございます。その観点からいうと私は嶋さんに組みしておりません。いずれにしろ、現実的な対応策、問題解決の策が必要だということを申し上げさせていただきたいと思います。

さて、これは10年かかってこういう、いわば国民の前に意見の対立構造というのですか、論点の違いが顕在化して見えるようになったということだろうと思うのですけれども、そこに至るまでの経緯について口頭で簡単に説明をさせていただきます。

まず、私どもの下田研究室として、最初に国あるいは行政と業界の対応ということで申し上げますと、まず、警察、県警レベルですね、県警レベルから2000年でございますが、「問題がある」と、もちろん問題があるから相談なり対応・方法について求められたのですけれども。石川県警と群馬県警です。子どもの携帯電話のインターネット機能を使った非行犯罪についての相談あるいは解決策の提示を求められた。

次は学校です。主に地元の学校、群馬県内の学校が、様々な問題が突きつけられて、その結果、保護者が動かなくてはいけないだろうということで市民活動がスタートいたしました。これが2000年から始まっているわけですが、ここで申し上げたいのは、中高生のモバイルインターネット、つまり、携帯、子どもたちが言うところの携帯利用問題の現状認識と解決の動きは、国あるいは企業で、産業界ではなくて地方自治体、市民から生まれてきたということを申し上げたいと思います。まず、これで間違いはないだろうと思うのです。

ほかに行政が、国が手を打ったという、その痕跡は、もちろん、私の体験からは知りませんし、ありません。iモードの出された5年間は何も動きがなかったというふうに考えて実質はいいのだろうと思っております。

2004年から2005年にかけて業界への対応を私どもはするようになりました。業界対応の最初は東京都副知事からの要請でございまして、東京都副知事、元広島県警本部長ですね、竹花さんからの要請で初めて本格的な行政での意見交換が始まりました。

そのときは竹花さんを中心に、実は行政担当者以上に企業の業界の方たち、携帯電話業界の方たちが主に私のレクチャーを受けたということでございます。

ここで初めて、私の認識によれば、日本の携帯電話業界やコンテンツ業界が初めて、「この携帯というメディアが青少年に与える影響について、とりわけ、その情報内容の影響について理論的に説明を受けた」と、現にレクチャー対象側はそういうふうに認識を示したわけですから初めてだろうと思います。

そこで業界は、子どもが喜ば売れるからということで売ってきたけれども、社会的、とりわけ、中高生、思春期の青少年に向けた影響について考慮に入れなければいけないという認識を示したというふうに私は確信をしています。

現実には、国はe-ネットキャラバンとかドコモさんが最初は始めて、携帯電話会社の出前講座が始まったわけです。

私は出前講座の存在そのものは、当初、歓迎はしておりましたが、実はその内容を知るにつれて注文を付けるようになりました。それは販売促進であって、しない方がいいというふうに私ははっきり申し上げております。問題解決にはつながらない、むしろ広げてしまうとはっきり申し

上げました。

いろいろ理由はありますけれども、1点、使わせないという選択肢を入れたレクチャー、出前啓発ではないということです。あくまで使わせることを前提にして、そして、低学年向けに使わせることを前提とした安心・安全講座というものは、これはフェアではないだろうと。

使わないという選択肢を入れながら、まず、保護者に対して企業としての社会責任を含めた情報公開をした啓発活動をするべきではないかというふうに主張しました。

そして、2006年に、その主張を織り込んだ警察庁からの提言を、報告書としては、たぶん、フォーマルに初めてだと思います、少年インターネット問題研究会、座長として報告書を取りまとめました。

その中で今回の、この審議会に関連する提言としては、フィルタリングをプリセットすべきであると、そのことを初めてはっきり申し上げました。これは業界向けに発信をしたと、提言であると考えていただいて結構でございます。

もう1点は保護者。私は、この時点で、携帯電話業界のカスタマー・顧客は、子ども、中高生ではなくて、料金を支払い、そのメディアの使用について、子どもの使用について最終責任を取らなければいけない保護者こそが顧客ではないかという認識が欠けているということを携帯電話協会の社会貢献委員会でもはっきりと申し上げました。

その認識は欠けていたと私どもは業界から確認をしております。それは宣伝その他の方法が少しずつ変化していったのだらうと思います。

さて、2007年から「学校裏サイト調査」を私ども研究所は開始いたしました。これは、1つは国からの、文部科学省からの要請もあったわけですが、私どもは市民レベルで群馬県内の学校裏サイトについて、主として誹謗・中傷の関連を中心にネットモニタリングをしていたわけでございます。

この学校裏サイトに関する調査は国の依頼としてまとめたものを今回の資料の中に添付してございます。資料の「文部科学省 青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査について（概要）」というものを後ほど御覧いただければと思いますけれども。

この調査で私どもが改めて確認したことについていくつか申し上げます。

一つは、学校裏サイトというのは、私どもの調査によれば、約10年の既に歴史があるわけですが、いろいろな形でずいぶん早くから始まっていたということはわかっておりますけれども。

文科省は「裏サイト」という言葉は都合が悪いので「学校非公式サイト」という名称にして発表するという事になって、資料では学校非公式サイトとなっておりますが、俗称ですね、裏サイト。

そして、典型例は、この資料、「学校側非公式サイトに関する調査について（概要）」の2ページ目の上段ですね、これをちょっと見ていただきたいと思いますけれども、a、b、c、dと4種類の形式のサイトを今回調査したわけでございます。

これは少し誤解があるといけませんので、直接、調査依頼を受けたのは、委託したのは私ども研究室ではございませんし、また、私が委員長を務めるNPOでもございません。民間企業の調査会社が受けて、そして、その調査会社が実質的な調査能力を持たないということで私どもに再委託されたという関係です。そのことを申し上げながら、以下、少し説明をしたいと思います。

まず、学校非公式サイト、裏サイトというふうに俗称で呼んで進めますが、a、b、c、dと

四つのタイプのものに変化していることが私どもは発見いたしました。当初はそれほどの変貌はないだろうと思っておりましたが、偏執が広がっているということです。

一番典型例が a です。特定学校裏サイト、非公式サイト、特定の实在の学校名を付けたサイトで、そして、そのサイトの開設・運営を生徒自身が行う、あるいは在校生だけでなく卒業生も行うというものを、典型的な古くからある学校裏サイトというふうに私どもは規定しております。主に問題は、当初よりここで発生していたということについて、先ほども少し申し上げました、県警から、あるいは学校当局からの相談事例でございます。

これは予想以上に急変していたということがよくわかりました。これは実数が調べられませんので、実際的には。実数というのは非常に難しいので、確認できたサイトというだけですが、私どもは、「特定学校非公式サイト」、a タイプのものは5年ほどデータを持っておりますので、その変動分については急変、急激な変化というのを認めることができたわけです。

b タイプ、「一般学校非公式サイト」と私も呼んでおりますが、特定の学校の生徒あるいは卒業生・在校生等が利用するのではなくて、全国の中高生の利用を期待して開かれて、そして、これは主に業者管理をしているケースが多いということも確認できましたけれども、この件数の方が依然として多いということもわかりました。

さらに今回、c タイプのものと d タイプのものについて注目をしたわけでございます。「スレッド型学校非公式タイプ」と私どもは呼んでおりますが、メジャーな「2チャンネル」など BBS、掲示板に実際の学校名あるいはクラス名、部活名等を立ち上げて、そして、書き込み・閲覧をしているというケースです。

これは見守り管理上、非常に難しい点をいくつか含んでおります。a タイプのものよりも保護者・教員の見守り管理が非常に難しいということもわかってきました。巨大掲示板ならまだしも、マイナーな中小の掲示板がたくさん出てきているのです。

最新のものとして、子どもたちが「ホムペ」と呼んでおりますが、この種のタイプのものが急増し始めた。その初めの、スタートの時点で私どもは調査をしたということがわかっているわけです。現在は、これが相当急速に広がっているということは、私どもははっきりわかっております。これは最新の子どもたちのネット遊びであろうと。これも見守り、注意、指導が非常に難しいタイプのサイト遊びだろうというふうに私は認識をいたしました。

以下、私どもは主にそのサイトの形式、どのような種類のサイトが増えているのかということと、そこで書き込まれている、つまり、発信されている情報の内容について、子どもが発信する有害情報という観点から「誹謗・中傷」、「猥褻表現」、「暴力誘発表現」という形で、一定のフォーマットに基づいて内容の書き込みをチェックしたというわけでございます。

このような調査は、おそらく、もちろん、国としても初めてでございますが、一つは、はっきり申し上げて、もっと早くこういう調査をするべきであったということを私どもは申し上げておきます。変化が早いわけです。この学校裏サイトについて、こういう公式の文書ではない点について、今日は審議会の御参考にご指摘をいたします。

およそ3点ございます。

一つは、従来の青少年に対する有害情報の問題というものは、ヨコシマな意図を持った大人からの有害情報発信、その被害を子どもが被るという構造がありましたが、この学校裏サイト調査の動機はそういうことではございませんで、子どもたち自身が有害情報発信源になっているという事実、ここにもっと社会的な注意を向ける必要があるというのが私どもの見解でございます。

このような学校のネット遊び、子どもたちにネット遊びをさせている業者の問題というものが今まで指摘されておりましたが、私どもは無料で子どもにサイト開設遊びをさせている業者が張っているネット広告の内容について問題提起をしたわけでございます。

張られている広告は、有害青少年健全育成という観点からすれば、全て有害広告と言っていいというふうに私は申し上げたいと思っております。具体的にも調査上、数・種類を挙げて指摘しておきました。

これも報告書には一切載っておりませんが、aタイプの古典的な学校裏サイトの急変の背景にゲームサイトのような形を取りながら実際はソーシャルネットワークというサイト、通称SNSと言っておりますけれども、openではなくclosedなサイト遊びの場に業者が子どもたちを大量に引き込んでいるということが、実は報告書には記載しておりませんが私どもの認識でございます。それは今後とも子どものネット遊びに関して考えなければいけない重要な問題だろうということでございます。

さて、2007年から2008年にかけて、そのような調査等々の動き、あるいは警察庁からの働きかけ等多々ございまして、総務省がフィルタリングのプルセットという動きを始めたわけです。2008年末でございます。業界の監督官庁です。

しかし、当初の携帯へのフィルタリングプリセット原則適用の現実的な動きは頓挫しております。足踏み延期状態になっていることは皆様も御承知だと思います。これに対して私どももいろいろと説明を要求されて意見陳述もいたしてまいりました。

ともあれ、このような原則適用のスケジュールどおりにいかないという背景には、携帯・ゲーム業界をはじめとしたコンテンツ業界の反発があったということは新聞紙上でも御存じだと思います。

そういうことの中で、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構というものが発足いたしましたことも皆様も御承知だと思います。EMAと通称は呼ばれております。

私は、この機構との接触はフォーマルには持っておりませんが、非公式には持っております。そして、このEMAに対してどのような見解を持っているかということについても申し上げなければいけないと思いますので、最後に申し上げます。この審議会にとっても非常に重要な注目すべき組織であろうというふうに考えているはずでございます。

まず一つは、このモバイルコンテンツ審査・運用監視機構そのものの成立とその内容について懸念・問題点をたくさん私どもは持っております。コンテンツ業界も、このモバイルコンテンツ審査・運用機構そのものの指示で固まっているかということ、そうではないということも私は確認することができます。

一つは、ヤフーさんやネットスターさんのような業界の関係機関がいくつか集まって、このモバイルコンテンツ審査・運用機構の動きに関して、いわば、もう少し冷静にこの動きを考える、そういう研究会も発足し、私もそのメンバーになっております。そういう観点から主に、この審査機構の疑念・問題について、主な疑念を3点申し上げておきます。

1点は、健全なサイト、情報内容とEMA方法の基準があるのですが、健全なサイトの基準そのものは不透明なまま早急に立ち上げられて、そして、活動も開始されていると、これを私どもが大きな疑念として持っております。

2点目は、サイト内での子どもの振る舞い。ネット遊びのサイトを開設するとして、自分たちが開設しているネットの遊び場に子どもを入れて、遊ばせて利益を上げるわけですが、そのサイ

トの中でも子どもの振る舞いに責任を持たない、最終的には親の責任になるということを言っていることについて私どもが疑念を持っているわけです。

3番目に、このような業者主体の機構が、子どもを教育するための啓発活動をすると言っているわけです。これは、いわば、携帯電話業界の初期のセールスプロモーションと同じことになるのではないかという懸念を持っているわけです。ちなみに、私どもは携帯電話業界の出前講座に関していくつか注文をつけて是正をしてもらっています。

一つは、あからさまな販売促進になるような内容にしないこと。使わないという選択肢も入れて、公平に、保護者、教員、子育て・教育に責任を持つ保護者、教員の審判に応えるような内容にすべきだと、社名を消すこと等々を提案して是正に努めていただくことをやってまいりました。そういうことをしなければいけなかったということでございます。

そういう事実からかんがえますと、この業界主体の子どもに向けたネット遊びも、啓発教育のプログラム、内容についても、大変疑念を持っております。

最後に取りまとめて申し上げますと、今までの私どもの体験から申し上げますと、重要な、これからますます発展していくネットの遊び場、そこで、おそらく青少年が影響を受ける重要性にかんがみますと、国や業界だけに任せておくということは、対策に時間が取られ、かつ、その適正な解決にはつながらない、そういう危険を私は申し上げざるを得ません、今までの経験上。

したがって、バランスという点を考えても、市民、地方自治体主導の子どもをインターネット時代に守り育てるというプログラム・活動が社会に広く、プログラムも含め、地方自治体、市民の活動が必要になるのではないかということを申し上げて話を終わりたいと思います。以上です。

(越智会長)

ありがとうございました。

2000年から現在に至るまでのいろいろな問題に対してどういうふうに対処したかというお話を非常に要領よくお話しいただいて、その間の対処の問題点にも言及していただき、最後には、有害サイト規制法と係わっていますけれども、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構という民間の監視組織がございすけれども、あれは4月にできたのですね。

そこでは健全サイト認定基準というものがつくられているわけですが、そこにも問題があるのではないかという御指摘をされて。

最後に、地方自治体が主導的に子どもたちを守るためのそのプログラムをつくる必要があるのではないかという、私たちにとっては非常にありがたい御意見であったと思います。

質問ですけれども、2000年からずっとこういう問題に係わっていらっしゃるということをおっしゃったのですが、2000年で問題点を指摘したのは、県警とおっしゃいましたかね。

(下田委員)

そうですね、県警ですね、まず。

(越智会長)

それは携帯の問題ですよ。

(下田委員)

ええ、携帯のサイト上から発生する非行……。

(越智会長)

つまり、iモードですよ。

(下田委員)

そうですね。

(越智会長)

iモードが広く使えるようになったのは、確か1999年ですから前の年ですよ。

(下田委員)

そうです。

(越智会長)

前の年に公開されて、1年間で県警が見過ごすことのできないような問題が広がってきたということになりますよね。

(下田委員)

ええ、そうです。

一番サイトに現在も典型例としてあるのは、相談にのっていたのが、出会い系サイトを利用の事案です。それが県警の方ですね。あとは、学校側からも既にその時点で受けておりまして、その典型例がメールによるいじめ相談ということです。

つまり、1年足らずで急速な普及を高校生から中学生にしたということでございますね。

(越智会長)

ええ、そういうことになりますね。

下田委員の今のお話に関する御意見、御質問が多いかもしれませんが、何か確認したいこと、あるいは質問なりございましたら、ちょっと手を上げていただいて、時間は取りたいと思いますので、いかがでしょうか。

(平田委員)

学校の裏サイトについての御説明をいただいて。

いじめの温床になっているというのはいろいろ報道もあってわかるのですが、逆に、コミュニケーションが書かれているとか、具体的にはわかりませんが、何か青少年に公表としてよいものの提供というのが実際にあるのではないかと思いますので、その点について説明をお願いします。

(下田委員)

私どもの調査では、子育て教育上、親や教師が歓迎するような裏サイトの子どもたちの使い方

というのは認められません。

認められる過半数のものはあって、褒めるということ、そんな褒めたことではないけれども、害がないことというふうに考えていいと思うのですが、日常的な連絡、クラブ活動の連絡だとか。子ども同士の特徴的なところは、親や教師にも相談できないような進路の相談メールですかね、双方の情報のやり取りですかね、そんなようなところが多いということは事実です。

学校非公式サイトの使い方について、思春期の子どもたちの観点からすれば認めるべきことはたくさんあると思います。

一つは、保護者や教員から自立をして、思春期特有の仲間づくりだとか、その中でお互いに意見を形成していくといったような、大人の世界とは別に青少年が自分たちの言論空間を持つということに関しては、意義は、私はあると思っております。

ただし、今回の裏サイトでもはっきり申し上げましたが、放っておくと、つまり、保護者や教員の見守り指導がないと内容が悪くなるということは別途認められます。以上です。

(越智会長)

平田委員、よろしいですか。それ以外に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、もう一つ資料をいただいております。先ほど御紹介がありましたように、豊田委員の方から最近の取組についてお話をいただけるということでした。

豊田委員は、今、警察の方の仕事をしいらっしゃるの、そちらの方からの情報提供は、おそらくは下田委員のお話ともかなり深く係わってくるのではないかと思います。

それでは、豊田委員の資料の方に移ってよろしいでしょうか。それでは、よろしく願います。

(豊田委員)

この資料は、ちょうどここで審議会があるということで急いでつくった資料です。全く勉強しないままで出たらいけないということで。

これは全国会議で言ったりする話で、全国各機関、同じように全て、これについて非常にしっかり踏まえて、かなりシビアな取組でこれは動いております。

この中で子どもに対する啓発をどうしていくか、例えば、フィルタリングの導入促進、これをどういうふうにやっていくか、これが大きな課題です。

現時点は子どもを守るという観点から、あくまでも子どもですね、どういうふうに施策を講じるか。

ネット上の有害情報の特性に応じた適正な施策を組んでいこう。社会全体で守っていかなければいけない。

とにかく表現の仕方、これは今の出会い系サイトでも同じ表現で、どこまでサイトを規制できるか、それで、表現が憲法に違反するようなことがあったらいけないと。

これは広島市の暴走族の条例でも最高裁まで行ったのです、こういった絡みが。この条例が本当は適用かどうか、いろいろな公共の機関の中で集会する、これは条例違反で危険性があると、これは最高裁まで行ってやったのですが。

そこらが、憲法に反することがあってはいけないと、表現も一緒ですね、これを踏まえながらやっていかないとだめだと。だから、これからいろいろな施策をやっていくうえの大きな課題で

す。これを踏まえてやっていくと。

この中で通信事業ですね、これについても業界自身はフィルタリング及び啓発アクションプランをつくって、上手にやっていこうかと。フィルタリングの一層の拡大を目標にやっていこうと。具体的にどういうふうにやっていくかということはあれなのですが、まずは警察自身が、このサイトの動きを常時監視し、国費を払って業務委託し、そこで24時間、監視していくと、サイトでですね、そういったシステム、これ、18年の6月に、インターネット上の違法・有害情報監視ネットをやっております。

先般、こちらの方も言ったのですが、カフェ協会の方も来られて、全国的にあるのですが、「広島さんもちっとお願いします」ということで、広島県も……皆、取り組んでおります。

特に広島の場合、ここに書いてありますが、青少年育成条例ですね、これは全国のほとんどの県がインターネットに関してですね、平成18年の3月に、インターネットとか、そういうのが絡んできたのがあって、携帯電話も一緒です、これを踏まえて、そこらをフィルタリングサービスなどは、去年、一昨年、全国でやったのです、県単位で。条例というのがありますので、この国の法律を踏まえて、こういったフィルタリングということでやっていこうと。

では、これがどうなったか、あくまでもこれも努力義務なのです。事業者の方へ出てきたので、しっかりそういった有害情報についてはフィルタリングを掛けてくれということをやるのですが、そこらの進捗具合は検証のしようがないです。漫画喫茶であるとか、インターネットカフェであるとか、これについてはフィルタリング制限をしているところなどがあります。

ほかの県についてのこういった条例関係でどういうふうな成果を上げているか、これは罰則が特にあるわけではないし、今回できたのは、インターネット異性紹介事業者等の法律、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」、これは出会い系ですが、何と長い法律名なのですね。こんなに長い法律名なのですが、私たちが普通に言うのが出会い系サイト規制法というので、法律名が非常に長い、ちょっと一回では覚えられないような名前なのですが、これが6月6日に交付されました。

これが3か月以内に3条、4条、6条。3条といったら、インターネットによる規制強化、これについて事業者の責務、これはあくまでも義務規定で、青少年の健全な育成に配慮しなければいけないと。4条についても、今度、通信事業制限機能を有するソフトウェアの利用をしっかりとやってくれと、これも義務です、罰則はないです。6条についても事業者の誘引行為、これをしっかりと、同じ事業者でやっているのに気づいたら連絡しろといった、あくまでも義務規定です。

罰則があるのは届出の事業者。届け出ずにこういったサイトを開いたら罰則と。あくまでもこういったサイト。あくまでも異性紹介、いろいろなサイトがありますが、その中の法律で決めているのはこのサイトだけです。その中で結婚紹介等があります、これも該当します。結婚相手を紹介というのがありますが、あれも該当します。だから、これ自身は届け出ないといけないのです。黙ってそういうことはできないという形の法律ができています。

新聞記事にも出ていますね、「結婚相手、彼を紹介します」とか、写真が付いて、そういったものについては届出をしないとイケないのです。異性相手を紹介、義務になりますので。

それとかメル友です、これも同じです、メル友サイト。各種募集がありますけれども、いろいろ募集しているサイト、これ自身も中身を検証していかないと止めることができません。では、これを届けるけれども、これもこれから非常に大きな課題になると思います。突発するとこれを検証することはしんどいですね。

ここらが実際のこれからの新たな業務なのですが、それをやることによって、では、届ける以上は、今度は県の公安委員会、各都道府県の公安委員会ではなくて、今度は国をあげて国会の公安委員ね、こちらの方が登録すると。これも本当にネット犯罪は全国にまたがった、各自治体ではどうにもならないと。ネット犯罪については1個のネット犯罪を県内で断つことはありません。それはほとんど多くの事業者を登録してありますので、そこへ行って情報を引っ張ってきたり、令状を待っていたり、非常に手間なり状況になっております。

そういった新たな仕事で、今度、法律が変わったということで、出会い系サイトの規制が変わったということになったら、また、態勢をどういうふうに上手にやっっていこうか、これも大きな課題になってきます。大きな課題です。

事業者の届、この届出自身が、それが正規にどれだけ出るかですよね。悪い人は届出に出てこないですね、それをいかに見破るかということで、開いて、開いて、見ながら、見ながら、これはどういう内容かというのを検証しながら、今度は業者があがって、調べて、そこらを明らかにしていくと、こういう流れになってきます。

悪いことをする人は、本当、裏で裏でくると思うのです。こういうので届出して、中身はこういうふうな感じで、その裏をどういうふうにやっていくかと、これは大きな課題になっております。全国的な問題です。

そのへんでいいですか。

(越智会長)

ありがとうございました。

ただ今の豊田委員の御説明ですけれども、何か確認したいこと、あるいは質問がございましたら、どうぞ。

(松田委員)

実際にこういういろいろな規制ができていますけれども、具体的に検挙されているというのはどの程度あるのですか。

(豊田委員)

例えば、出会い系でいえば、去年が25件、それ以外のサイトが28件ぐらい。出会い系は、また、要は、その行為自身は、では、罰則を何でやるかといったら、刑法であったり、条例違反ですね、児童福祉法とか、淫行であったり、性交という問題、そういったもので、ほとんどがそういうものです。

(松田委員)

今の広島県内ですか。

(豊田委員)

ええ、全国ではすごいと思います。それを適用、要は異性紹介ですか、こういった業者までいったのは金になる、業者のね。だから、それを開いて一緒に入って誘って、銭を使いながら……。

(松田委員)

利用者ということですか。

(豊田委員)

はい、利用者ですね。あくまでも、今までの出会い系というのは事業者ですが、今回からの逮捕は事業者に対する罰則、届出の……。

(越智会長)

その法律違反を確認するのは、例えば、県警にサイバー犯罪対策の部署がございますね、そういうところを中心になって摘発していくということなのですか。

(豊田委員)

そうですね、最初は、それじゃ、できないです。やっぱり、実際にないと、実際にあった被害者の人が来て、どういうことがあったと言って、携帯の電話番号を開いて、ここへ電話して、こういうふうにもメール交換をしながら金をくれるということで来ましたとね。

(越智会長)

ああ、被害者による情報提供というのが、大体、主な情報源になっていますか。

(豊田委員)

はい、という気がしますね。その被害者から聞いて、今度、「あの子ども、あの子ども」というので、また、ほかの同じような仲間が。なかなか監視はできないです。

(越智会長)

そうですね。大体、サイバー犯罪に関する、つまり、インターネットを中心とする犯罪に関する対策チームというのは県警で何名ぐらいなのですか、あんまり言えないのですか。

(豊田委員)

はい。いろいろな分野があって、部署が。だから、それがね、大きな、大変な問題ですよ。態勢が、今、私たちの中で一番大きなのは神奈川県なのですが、あれは警視庁に次ぐぐらいデカイです。本当の専従でやっています。

(越智会長)

ほかにございませんか。

本当に貴重な資料を下田委員、それから、豊田委員に御提供いただきまして本当にありがとうございました。できれば今日の審議会、これの検討をすれば本当はもっといいのかもしれませんが、もう議事が決まっておりますので、そういうわけにもまいりません。

どうも資料提供をありがとうございました。これからも得がたい資料がございましたら、ぜひ御提供いただいて審議の参考にさせていただきたいと思います。

ほかの委員の先生方も、もう一度お帰りになってから資料をよく読んでいただいて、また、質

問なり、あるいは感想なりがございましたら事務局の方へお届けいただきたいと思います。

■議事「青少年の健全な成長に寄与するフィルタリング機能に係る基準の答申案について」
(越智会長)

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、「青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準の答申案」、それが私たちに課せられた仕事といいいましょくか、宿題なのですけども、その答申案について、もう既に皆様方から御意見をいただいて、そのたたき台となっているものがございすので、これについて、事務局の方から説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

■事務局説明
(事務局)

5月31日に開催しました第1回の審議会で、皆様方にも、このフィルタリングの基準についていろいろ御議論・御意見を交わしていただきました。

いただきました御意見を基に原案を事務局の方で作成させていただき、皆さんの方にお配りいたしました。それについて皆さんの方から意見をいただき、本日改めて資料として御提示をいたしております。

それでは、資料1の方を御覧いただきたいと思います。A3の横のサイズの資料になっておりますが、左側の「答申 原案」というのが6月10日でお送りさせていただきました。私どもの方でつくった第1回目審議会の基に策定させていただいた案でございます。

これについて皆様方からいろいろ意見をいただきました。その意見を踏まえて再度、「答申案」として修正をいたしまして右側の方に本日提出をさせていただいております。

対照表になっておりますので、アンダーラインの付いているところが「変更点」、「修正点」でございます。アンダーラインの付いたところについて中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず、「現状と問題点」のところ、元の案では「青少年健全育成条例違反など」というふうに書いておりましたが、この条例違反の中身がちょっとわからないということで、福祉犯罪の中の健全育成条例違反に該当する「18歳に満たない者に対し淫行又は猥褻な行為を行うなどの」というふうに修正をさせていただいております。

「(※広島県警察本部資料)」というのをセンテンスの一番最後に付けておりましたが、この資料というのは、そこにあります17年度の9.5%と19年度に21.5%の急増ということに係る資料ということですので、その文中に入れさせていただいております。

その最後のところで、「インターネット上の有害情報の氾濫は、看過することができない状況である」というのを「状況にある」というふうに変更をさせていただいております。

続きまして2番目ですけども、「年齢の幅があるのにも関わらず」というふうに記載しておりますが、具体的にもう少しどういう幅なのかというところの御質問がございましたので、条例上は18歳未満というふうに青少年を規定しておりますが、今回の条例の中で対象になるのは、概ね小学生から18歳未満までを、というふうに考えておりますので、そういうまでの「年齢の幅があ

るにも関わらず」というふうな記載にさせていただいております。

「フィルタリング機能が画一的なものとなっている」ということについてですが、コンピュータ等へのフィルタリングのソフトについては利用者での設定可能ということもございますので、特に携帯電話については、フィルタリング機能が画一的なものになっているということで、「携帯電話については」というふうに挿入をさせていただいております。

3番目のところですが、ここのところは、ちょっと全文を、文章を少し修正させていただいております。

「現況のフィルタリング機能の状況は、事業者主導によって定められており、保護者等の意見を反映したものではない」ということでございましたが、もう少し丁寧に「現況のフィルタリング機能の提供のされ方、及びその前提となる有害情報に対する認識の規定のされ方は、事業者主導となっており、青少年の育成と教育に責任を持つ保護者・学校関係者等の意見を反映したものではない」ということで、少し細かくさせていただきました。

4番は元のとおりでございます。

5番につきましては、「保護者等」というふうに書いておりましたが、ここは3番のところでも「保護者・学校関係者」という言い方をさせていただいておりますので、文言の統一ということで、「保護者・学校関係者」というふうに書かせていただきました。

また、その最後に、「そのための人材がいらない」というふうに書いておりましたが、この仕組みをつくるということが急務であるということでございますので、その「人材を育成する」というのは仕組みづくりの一環ということで、その文中からは削除させていただいて、まとめのところで再度そういう人材の養成について触れさせていただいております。

次のページになります。

旧のところ、6、7のところですが、この順番を入れ替えさせていただいております。まず先に7の方を申し上げます。

ここにつきましては、「フィルタリング機能を利用することにより、青少年のメディア・リテラシーの向上が図れる」と書いておりましたが、「メディア・リテラシー」という言葉が、まだ十分一般的ではないだろうということで、説明をした方がいいということでございましたので、言葉を変えて、「フィルタリング機能は、その利用を通して、青少年が電子メディアを適切に利用し、情報を活用する能力の向上を図るものでなければならない」というふうに説明を変えております。

6番のところ、7番の方へ移動しまして、ここで、「青少年の知る権利」ということで限定した権利を書いておりましたが、「青少年の権利」ということで、一般的に大人の権利、国民の権利ということがございますが、今回については青少年について記しているということで、「青少年の権利」という形で、「知る」という言葉を削除させていただいております。

「まとめ」のところの1番でございます。

先ほどと同じように、「青少年の知る権利」のところを「知る」という文字を落としております。

「青少年の権利に配慮したうえで、青少年の発達段階に応じて選択でき、かつ青少年の保護育成に係る保護者、学校関係者等及び青少年の意見を」ということで、青少年の意見も聞いた方がいいのではないかということがありましたので、そこへ保護者、学校関係者等と併せて青少年の意見を反映したものとなるよう「青少年」という言葉を入れさせていただいております。

その次のフレーズですが、これも「フィルタリング機能の精度」というふうにしておりましたが、効果についても検証する必要があるということで、フィルタリング機能の効果ということで、「効

果」の言葉を入れさせていただいております。

また次に、新たに2行ほど書き加えております。「また、事業者には、フィルタリング機能の精度を高めるための努力を求めるところである」というふうにさせていただいております。

2は変更ございません。

3番のところですが、これは、ちょっと言葉の整理として、「携帯電話の利用については」のところは、「おいては」というふうにさせていただいております。

「小中学生以下」というふうになっておりましたが、「中学生以下」ということで小中学生が該当しますので、「中学生以下の児童、生徒」ということで、中点を取らせていただいております。

「児童、生徒がウェブサイトを開覧することが必要かどうかについて」というふうに言葉を変えさせていただいております。

インターネット利用の必要性というのが少し漠然としているということで、「ウェブサイトを開覧することが必要かどうかについて保護者の再考を求めるものである」ということで言葉を修正させていただいております。

以上が、前回御提示しました原案に皆様の意見をいただいたうえで修正したものでございます。以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(越智会長)

その表の方も含めて。

(事務局)

申し訳ございません。もう1枚めくっていただいて、表がございます。これが、「フィルタリング機能としてアクセスできる分類」というふうにカテゴリーを提示しておりましたが、ここについても別紙のところ、その下に1行、「フィルタリング機能によってアクセス制限すべき有害情報の分類」というふうに、有害情報の分類であるということを明確にさせていただいております。

表の中におきましては、「水着・下着・フェチ」などのところで、水着というのが、最近は水着というのが、少年誌に頻繁に出ているというような状況もあるということで、一連に水着というふうに取りられるおそれがあるということで、「過度に肌を露出させるなど」ということで言葉を入れさせていただいております。

「自殺」のところで「自傷行為」、いわゆるリストカットなど、いろいろな問題行動もございますので、「自傷行為」というのも含めております。

「違法」のところで「暴力、虐待、ストーカー」というものも含めた方がいいのではないかと、いうふうに御意見をいただき、そのようにさせていただいております。

もう1枚めくっていただいて、「その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの」の中へ一つ項目を付け足しまして、「非行・逸脱」というものを項目として追加しております。

これについては、説明のところでは、「暴走あるいは夜間外出、喧嘩等暴力誘発等に関わる情報」としております。

なお、念のためということもございまして、これの最後に、「上記分類にあっても、青少年健全育成及び科学的根拠に基づく教育活動を内容とするものを除外する」ということで、再度念押しという意味を込めて、ここに2行ほど書き加えさせていただきたいというふうに思っております。

以上が、本日、修正案として出させていただいたものです。よろしく御審議のほど、お願いします。

■質疑応答

(越智会長)

ありがとうございました。

ただ今の御説明なのですが、今日欠席していらっしゃる委員も含めて全員の意見を取りまとめて、こういうふうに修正させていただいております。

新しい修正案について、また、今の修正案に関する説明をしていただいたことについて、何か御質問、御意見でも結構ですけれども、ございましたら、どうぞお願いいたします。

(下田委員)

資料1の最初にあります「答申案」の方ですね、原案では、答申案の方の「現状と問題点」の2のところで「携帯電話については」というのが追加されている。これは、もちろん、いいのですが、「特に」と入れた方がいいのではないかと思います。

理由はオンラインゲーム機です。オンラインゲーム機は、コンテンツそのものは、実は、ゲームのコンテンツそのものは年齢に則して、本来、子どもに関して使用制限をされるということは、もう常識であり、業界もそのようにやっているわけですから。「特に」という言葉を入れた方がいいと私は思います。

(越智会長)

はい、わかりました。「特に」という言葉を、「特に」でよろしいですね、「とりわけ」なんていう表現もありますけれども、通常、この場合は「特に」ですかね。

事務局の方、いかがですか、用語としては「特に」が一般的ですか。

(事務局)

はい、「特に」という言い方が、この場合は一般的ですね。

(越智会長)

はい、はい。「特に」という用語を「携帯電話については」という新たに加えられたフレーズの前に入れるという御意見ですけれども、委員の方、いかがでしょうか、よろしいですか。

(各委員)

(異議なし)

(越智会長)

ええ、それでは、「特に」という言葉を加えるということにさせていただきたいと思います。その他ございませんか。

(平田委員)

事前にはそんなに気づかなかったのですけれども、「現状と問題点」の1のところで、インターネットからの有害な情報によるこれこれの被害についてはということで、有害な情報ありきといえますか。現状がインターネットを通じた情報によってこういう被害が起こるとということのみを指摘して、「有害な」というのを入れると、そこで、もう定義づけているような気がするのですが、「インターネット利用を通じた被害」に、ちょっとパッと思い浮かばないのですけれども、「有害な情報による」というのを最初ありきでやるのはどうかなということと。

私、事前に意見として出させていただいていたのが、1項の「個人情報の流出や悪質な書き込みなど」とあるのですけれども、個人情報の流出そのものが有害情報ではないと思うので、ここは少し表現を変えた方がいいのかなと思います。だから、「インターネットを利用したこれこれの被害があります」というような形でやるというのはどうでしょうか。

(越智会長)

なるほど。「現状と問題点」の第1項ですね、繰り返しになりますが、もう一度申し上げると、例えば、個人情報の流出というのは、これは有害情報には、当然、カテゴリーとしては当てはまらないと。

そのことも考えれば、その第1文における、出だしの「インターネットからの有害な情報による青少年の被害」というふうに全てを括ってしまうと、当然、齟齬が生じるので、この部分を「インターネットによる青少年の被害」という用語に改めるということになりますかね。

(平田委員)

そうですね、インターネットを利用して。

(越智会長)

ごめんなさい、インターネットを。

(平田委員)

利用を通じて発生している被害とかですね、「有害」というようなものを入れない方が、個人情報の流出なんかは。

(越智会長)

はい、今の御説明では、「インターネットの利用を通じて発生している青少年の被害」ですか。

(下田委員)

おっしゃっていることは、こういうことではないですかね。

インターネット利用というものは、Eメールとかそういうものとは違いますから、「インターネットからの情報」というように「情報」を入れないといけないのではないですかね。この「情報」が問題だということではないでしょうかね。

(平田委員)

はい、それでいいと思います。

(越智会長)

なるほど、なるほど、その場合でも、きちんと「個人情報の流出」というのは、その中にカテゴライズされますから。わかりました。

では、「インターネットからの有害な情報」というのを「インターネットからの情報」、つまり、「有害な」というのを取れば全体の趣旨が一貫するという関係でよろしいですかね。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

(越智会長)

よろしいですか。

では、「有害な」という、1行目のですね、「インターネットからの有害な情報による青少年の被害」という箇所の「有害な」を取る、これを削除するということで、事務局の方、よろしくお願いいたします。

「インターネットからの情報による青少年の被害については」というふうに修正させていただきます。

(平田委員)

あと、「こうしたインターネット上の有害情報の氾濫は」のところも、それに応じて変更が必要だと思います。

(越智会長)

そうですね、当然、次のパラグラフ、段落の「こうしたインターネット上の有害情報の氾濫」。

ちょっと待ってください。これは、これ、もし、「インターネット上の情報の氾濫」というふうにしてしまうと、意味が変わってきますよね、ここは。

(平田委員)

だから、「青少年への影響が多大なものとなっており、看過できない状況にある」でもいいのかなという気がしますが。

1文と、1の1項と2項をつなげるとかですね。

(越智会長)

第1パラグラフで言っているのは、青少年の被害あるいは青少年への影響というのが、もう非常に大きくなっていると。

第2パラグラフではそれを受けて、そういう大きくなった青少年の影響や被害が、もう看過できないということを言っているわけですね。

どうしますかね、下田先生、何か御提案があったような気がしましたが。

(下田委員)

今、問題になっていることは、「こうしたインターネット上の有害情報を看過できないような状況にある」ということは何か強調して言いたいところだと思うのですが、今の文脈、問題視点の文脈から言えば取ってもかまわないと思います。

(越智会長)

ああ、1文を削除すると。

そうですね、看過できないほどひどいということをですね、指摘したいということなのでしょうけれども。

下田委員の御提案は、この1文は、またはと言っているわけではないので削除してもいいのではないかという御提案でしたが、いかがでしょうか。

(下田委員)

若しくは、ここに入れた意味をもう少し深く考えると、現状の問題点の1のところで、問題にすべき情報について、かなり児童買春等の福祉犯罪を誘発するような情報だとか、誹謗・中傷を促すような情報だとかと言っているのですが、それ以外もいっぱいあるぞ、ということを言いたくてこれを言ったのだと思うのですね。

もしそうであれば、「インターネット上の青少年の健全育成を阻害する種類の情報の穴場」というふうに入れた方が問題はないのかなというふうに思うのですが。

(越智会長)

はい、わかりました。

(下田委員)

そうすると、その他たくさんの種類の情報が問題になるということがありますから、それを入れるのなら入れたら、そういうふうにした方がいいかなと思います。

(越智会長)

ええ、わかりました。具体的な文言として何がいいですかね。

(下田委員)

「有害な」という言葉を入れなければいいわけですから。

(越智会長)

平田委員は法律の専門家ですから、そういうところから、例えば、青少年育成という点でね、そういうインターネット上の諸問題というのをもう看過できないということは、どういうふうな言葉に移せるか。

(平田委員)

個人的には青少年の健全な育成って何なのかっていうのが私の中に固まっていないので、個人

的にはあまり、この青少年の健全な育成というものをどうこだわって、どういうふうに扱っているのかわからないのですが。

有害ということを定義づけて多様な表現を取るのもであって、それに代わる言葉として、それしかないということであれば、それは仕方がないのかなと思うのですけれども。

先生が先ほど言われたのは、青少年の健全な。

(下田委員)

ええ、そうです、「健全な育成を阻害するような各種の情報の氾濫は」といえば、もっと正確に、そんなに間違っていないのかなと。

(越智会長)

副会長、何かアイデアはございませんか。

(小田副会長)

ええ、今のお話の青少年の健全な育成を阻害するような各種情報でよろしいですね。

(下田委員)

はい、「健全な」というのは形容詞ですから、特定してないし、なおかつ、そうした方がいいという意見をたまたま強く持つようになったわけですが、それは後ろの方に「各種の青少年の健全な成長を阻害するおそれのあると認められる情報の種類」というのを挙げているわけですね。

これは言ってみれば、サイトの種類なのですね、実際は、サイトの種類なのです。例えば、自殺系サイトだとか、暴力誘発サイトだとか、麻薬サイトとか、全部サイトの種類と言われるものなのですが、やはり、この後ろの具体例、「アクセス制限すべき有害情報の云々」という具体例を挙げたということを連動させる意味でも、「健全な育成を阻害する種類の」と入れた方が、「各種の」と入れた方が、一貫性が出るのかなと思うのですね。

(越智会長)

今の下田委員の御意見についていかがですか、質問なり、反対なり、ございませんか。

(平田委員)

単純にですね、「このようなインターネットを通じてもたらされている青少年の被害は」というところに持っていったらいけないのですかね。

(下田委員)

そうするとですね、いいですか、そうすると、「このような」というふうに、これは、いわば受け継いでいるわけですね。「このような」とは何かというと、この文脈からいうと、出会い系サイトなどの児童買春や誹謗・中傷、悪質な書き込みというように、(2)でしか具体的に係っていないので、「このような」というのにつなげてしまうと狭まってしまうのではないかなという気がするのですが。

(越智会長)

少し気になりますのは、下田委員がおっしゃっているのは、第1項の段落で具体的に取り上げられていること以外にも青少年への影響とか青少年の被害というものに結びつくようないろいろな諸問題があるということですね。それをきちんとくめるような文章にした方がいいということですね。

少しだけ気になるのは、確かにそうなのですけども、表中に挙げてある事柄というのは、下田委員がおっしゃったように、このサイトですね、有害情報をもたらすサイトですね。

(下田委員)

サイトというのは情報そのものなのですが。

(越智会長)

ええ、ええ、つまり、ただ。

そうか、個人情報もリスクも、きちんとそういう表現の中に入りますかね。

(下田委員)

ええ、それは入ると思いますが、このサイト内でおっしゃるには、サイトによる前にメールによる有害情報の発生があるということを説明したいわけですね。ですから、この中にそれを入れて、サイトという言葉を使ってないですから、情報ということだけにすれば、メールによる情報であれ、サイトであれ、再発信したり、そういうことが入るのではないかなと。

(越智会長)

わかりました、はい。

またあとで、これについては考える時間は多少ございますけれども、今一応、確定だけしておきたいと思います。

先ほど、ですから、「有害情報の氾濫」というところの「有害情報」のというのを省いて、下田委員の案は、「青少年の健全育成を阻害する各種情報」。

(小田副会長)

「健全な」。

(越智会長)

ああ、「健全な」ですか。「青少年の健全な育成を阻害する」。

(小田副会長)

「ような」。

(越智会長)

「ような」。

(小田副会長)
「各種情報」。

(越智会長)
「青少年の健全な育成を阻害するような各種情報の氾濫」というふうに置き換えるということですね、わかりました。
その前の「こうしたインターネット上の」というのはそのまま生かすということですか。

(小田副会長)
はい、生かすということです。

(越智会長)
ただ、ここで問題になっているのは、当然、インターネットの問題で、なおかつ、その上に、第1段落にあるようなところ以外の諸問題を含むわけですから、そうすると、逆にこうしたというような指示詞というのはいらないのでしょうかね。

(下田委員)
「こうした」と言われると、どうしても上のものしか受け継いでいないことになるから、おっしゃるとおりだと思うのですが、まあ、そうでなくても。

(越智会長)
ええ、あった方がよろしいですか。

(下田委員)
取れると思いますよね、これは曖昧ですよ、「こうした」というのは。

(越智会長)
ええ、副会長、いかがですか。

(小田副会長)
付いてていいと思いますがね、これは。

(越智会長)
付いてていい？

(小田副会長)
はい。

(越智会長)
じゃあ、ちょっと一応読み上げます。

「こうしたインターネット上の青少年の健全な育成を阻害するような各種情報の氾濫は看過することができない状況にある」。

では、「こうしたインターネット上の」という句は、ずいぶん遠くなりませんか？ 「氾濫」に係るわけでしょう？ 「インターネット上の各種情報」に係るわけですか。

「インターネット上の各種情報」に係るのですよね、「こうしたインターネット上の青少年の」。

（下田委員）

もっと言えばですね、「こうした」というのが問題なので、「現状を」、「現状では」というふうに入れてしまって、これは現状を言いたいわけだから、「現状をいえば」とかですね。「こうした」というのは、一種、接続詞的な使い方になっていますから曖昧にもなっていますので、「現状をいえば」と。

（越智会長）

文言としてはどうなるのでしょうか。

（下田委員）

「現状をいえばインターネット上の」。

（越智会長）

「インターネット上の」。

（下田委員）

ここで一番言いたいのは、現状を看過することはできないことを言いたいわけなので、訴えるべき現状の一部しか上の方では挙げてないので、改めて、こうしたという言葉遣いが曖昧だとすればですね、「現状を言えば」とかですね。

（越智会長）

「現状を言えば」。

（下田委員）

「現状をいえば」、「現状からすれば」とかですね、要するに、ここでまとめてしまうということにしたらどうかと。「現状からすれば、インターネット上の」というように。

（越智会長）

はい、「現状からすれば」。

この中で国語の先生がいらっしゃったら一番いいのしょうけれども、「現状からすれば」。「インターネット上の青少年の健全な育成を阻害するような各種情報の氾濫は看過することができない状況にある」。

いかがですか、委員の皆さん。

では、平田委員。

(平田委員)

すみません、結局、情報の氾濫を看過することができないのか、青少年への悪影響が看過することができないのかということだと思うのですが、究極的には青少年への多大な影響を看過できないというふうに私は読んだので。

(越智会長)

はい、当然そうですね。

(平田委員)

そうすると、「このようなインターネット上の各種情報を通じて発生している被害は看過できない状況にある」ということでもいいのかな、すっきりとですね。

(越智会長)

「被害が看過することができない状況にある」。

(平田委員)

はい、要は、被害を1項で述べているので。

(越智会長)

しかし、被害が看過することができない状況にあるということを第1項で言っていますよね。被害に結びつくようないろいろな諸問題、有害情報を中心とする諸問題は看過できないというふうに言っているというふうに、本当は私が会長の立場でこういうことを言っていけないと思いますけれども、そういうように読めませんか？

(平田委員)

ああ、だから、どこを重視するかだと思うので……。

(越智会長)

では、平田委員の御意見ですが、平田委員は。

(平田委員)

いや、私は、たぶん、反対にあうと思うのですが、青少年の被害を看過することができないということを重視したいと思っています。

(越智会長)

はい、わかりました。

ほかの委員の先生方はいかがでしょうか。

(下田委員)

であれば、私は被害というのではなくて、情報の方に重点を置いて、看過できないというふう
に書くべきだと思います。青少年への悪影響を与える……。

(越智会長)

わかりました。

ここだけにずっと時間を使うわけにはまいりませんので、それでは、これについては、できま
したら会長、副会長、それから、事務局を交えて一つの案を示させていただいて、それを先生方
にまた検討いただくというふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(越智会長)

それでは、この第2段落については、そういうふうに承知させていただくようにしたいと思います。

それ以外に特にここが問題だということがございましたら、お知らせいただきたいのですが、
ありませんか。

(平田委員)

私、事前にも書いていたのですけれども、確かに青少年の、あっ、これは「青少年の知る権利」
という、それが外された、「知る権利」というふうにしなかった理由がイマイチ、ちょっとよくわ
からなかったのですけれども、7項ですね、ごめんなさい。

(越智会長)

はい。

(事務局)

「子どもの知る権利」というふうに最初書かせていただいたのですけれども、「子どもの権利」
という形にさせていただいております。

これは「権利」ということで整理をしましたので、別に青少年であれ、大人であれ、権利につ
いては同じだということで。

ただ、今回の青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準につ
いて御審議いただいているので、「青少年の権利」というふうに書くのがよろしいかというふうに
させていただきました。

(平田委員)

私の意見を述べさせていただきますけれども、やっぱり、どういう権利が問題となっているか
というのは、きちんと審議しないといけないと思います。「知る権利」というのが一番問題となっ
ているということ。

それと事前にも意見で書いていたのですけれども、「発信者側の自由」ということに、やっぱり、

配慮すべきだというのは触れる必要があると思います。

確かに、この条例は青少年保護を打ち出しているのはよくわかるのですが、それによって大切な権利が阻害されるようなことがあってはならないということをきちんとこの審議会でも述べるべきではないかなと思っています。

(越智会長)

今、2点をおっしゃったわけですね。第7項の「青少年の権利」という新しい修正案の方ですが、この青少年の権利という文言を、権利を明確に具体的にした方がいいのではないかと。例えば、「知る権利」というのが中心となるので、「知る」という言葉を入れた方がいいのではないかとというのが第1点でした。

第2点目は、「発信者の自由」というね、それについて明記する必要があるのではないかということでしたが、それは第7項に係わるというふうに。

(平田委員)

私の方が書いていたものは、何項だったかな、6項、あっ、じゃなく、7項に関してだと思うのですが、フィルタリングで問題になるのは。

(越智会長)

ああ、わかりました、はい。

それでは、ちょっと途中で申し訳ないのですが、下田委員の移動の時間の関係がございますので、ここで退席させていただきますけれども。

これについて、下田委員の御意見は会長と副会長の方に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(下田委員)

すみません、最後にちょっと。

つまり、「知る権利」と「発信者の自由」ということについては私も理解できますが、概念的に、子どもの知る権利と親の知らせない権利というものは対立項なのです。そのあたりはよく考えないといけないと思いますが、私の意見はメールで送ります。そちらにまた送ります。

(越智会長)

わかりました、はい。

(下田委員)

明日にでもメールで発信しておきますので、申し訳ないです。ほかに私は何も異存はありませんので、よろしく。

(越智会長)

それでは、下田委員は退席されますけれども、議事は続けていきたいと思っています。

それで、平田委員の今の御意見ですが、それぞれ分けましょうか。

「青少年の知る権利」というふうな文言に変更した方がいいかどうか、あるいは別の言葉の可能性もあるかもしれませんが、委員の方々、いかがでしょうか。

ええ、どうぞ。

(福田委員)

すみません、最初は「知る権利」というふうにあったので、原案の方がですね、どちらがいいのか私もずいぶん悩んだのです。それは基本的には、今、子どもたちが置かれている現状の中で、子どもを助けたいという、PTAでも確かにそれが一番にあるので、それを「知る」ということだけで限定をする方が果たしていいのか、「権利」という大きな形でする方がいいのか、どちらが本当はいいのだろうかというふうに迷いました。

今、権利、権利って、わりと子どもたちも親たちもすごく声を大きくあげて自分を守る道具にしているところがあるように思います。いいように使っているところがあると思うので、この場合は、もう「知る」というふうに逆に限定しないで外してあったので、今日のを見たときに、外してある方がいいのかなと思いながら聞きました。

(越智会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見はございませんか。

これまでITコンサルタントの立場から、長く、おそらく係わっていらっしゃる松田委員はいかがですか。

(松田委員)

私も、フィルタリングが阻害するかもしれない、権利の中で、単純に知る権利だけではなくて、ほかの権利もあると思うのだけれども、私は、事務局が知る権利を権利に変えたのが意外だったのですけれども、私はそれでいいように、権利でいいように思っています。

(越智会長)

権利の、現在の表現でいいと。

(松田委員)

はい。

(越智会長)

では、豊田委員にお伺いしていいでしょうか。

(豊田委員)

しない方がいいと思います。特定しない方がいいと思います。

(越智会長)

ああ、なるほど。

委員それぞれの御意見を伺ったのですけれども、明確に特定しない方がいいのではないかと思います。御意見がございましたけれども。

どうでしょうか、例えば、問題があるゲームサイトもございますし、もちろん、問題のないゲームサイトもあるのですが、ゲームサイトに係わっていろいろなゲームをするという場合は、場合によっては知る権利とは違う権利が問題になるような気がしないでもありませんが、その点はいかがでしょうかね。

(平田委員)

そもそもフィルタリングというのが情報を受け取ろうと思っても受け取れないようにするというものですね。それを保護者が自分で選べるわけですが、それを保護者が決める。今は業者が全部選択してしまっていて、それを業者の判断でやっているというところに問題があると思うのですね。

一番、フィルタリングで権利が問題となるのは、私は知る権利だと思うのです。ほかに権利があるのであれば、例えば、そういったものを例示して、ただ、一番問題になる知る権利というものを、特に過剰な制限をしないようにというふうにするのであれば分かるのですけれども、ほかに権利と言われたときに私は思い浮かばないものですから。

先ほどのゲームについても、やっぱり、ゲームを、こういうものがあるとか、そういう使うものを知るという意味では情報を受ける権利ということで、知る権利なのではないかなと思うのですけれども。

私は、権利で、例えば、個人情報保護法でも特に知る権利とか、情報コントロール権とか、そういうことをあえて書いてなくて、それはいろいろな権利を守るためだというような御趣旨だったのですけれども、今回のフィルタリングの分については、ちょっとフィルタリングという機能のものについての標準を決めるのであれば知る権利しか問題にならないのかなと思ったもので。

(越智会長)

なるほど。私も個人的には意見を持っておりますけれども、では、副会長の御意見があれば、ちょっとお話しただいただければと、副会長。

(小田副会長)

私も知るという部分に関しては、平田さんのお話の中の知る権利の部分と、我々が青少年を守るという立場からのものというのが、ちょっと私も今、比較できないのですけれども、権利として大きな幅を持たせていただく方がいいのかなという私自身の感じはしているのですね。

だから、知るという部分でどこまでを、と言われると、知りたいものが取れなくなるということを平田さんの方はお話になられているのだらうと思うのですけれども。

これまで私どもがこれをやってきた中では、必要でないものが氾濫し過ぎているという部分のところが、知らなくてもいいものがたくさんありますけれども、それを青少年が知る権利ということで知る必要が本当にあるのかということで、すごく私の悩むところだということです。ですから、大きく括っていただいていた方が私としてはいいなという希望を持っています。以上です。

(越智会長)

平田委員、いろいろな、反論の方が多かったわけですが、そういう知る権利に、もう一度伺いますけれども、知る権利というふうに明確にしたいという、もう少し御説明いただけますかね。

（平田委員）

だから、このフィルタリングをすることによってどういう規制があるのかということを考えたときに、何より問題となるのが知る権利だと思うのです。

そこを意識して基準をつくらないと過剰な規制になってしまうと思うのです。だから、そこは知る権利というものを、やっぱり、過剰に制限しないということを基本に考えないといけない。

私がわからないのが、ほかの権利というのがわからないのですよ、正直なところ。いろいろな権利があるのだったら、それを挙げればいいし、その中で特に知る権利というふうにしてもらっても全くかまわないのですけれども、フィルタリングは情報をもらうのを阻害してしまう、だから、知る権利の制限となるというのが素直な理解なので、そこに、やっぱり、例えば、業者とかが基準を決めるときには、やっぱり、そこを配慮してやるというのが基本なのかなと、それだけなのですけれども。

（越智会長）

ただ今の御説明について、ほかの方々はいかがですか、何か御意見があれば。

そうですね、これ、たぶん、平田委員は法律家というお立場からの御意見をしていらっしゃると思うのですが、私はですね、こういうことは難しいですよ、もう一つ気になることがございましてね、このフィルタリング機能の基準というのは、当然、固定的なものではありえないはずなのですね。

例えば、別表の内容は現在のいろいろな諸問題に係わるような、できるだけ適切な記述が心掛けられているわけですが、実は、ここ 10 年ぐらいの間に出てきたような諸問題も当然あるわけですね。もう本当に 2、3 年前に初めて出てきたような問題というか、有害情報もあるわけであって、むしろ、フィルタリング機能の基準については、何て言うのでしょうかね、うまく言えませんが、その現状に合わせて適切に見直していくような、そういうふうな記述も必要なのかなという気が実はしておりまして、最後にそれを申し上げようと思ったのですけれども。

それと併せて考えますとどうなのでしょうね、「青少年の権利の過剰な制限とならないよう配慮しなければならない」というのも、何か、このことを含めて、要するに正しくね、正しく基準も考えなければいけないし、できるだけ正しくなければいけないし、運用もできるだけ問題がないようにしていかなければいけないということを表現できればいいわけですよ。

（平田委員）

権利で問題になるのは知る権利だと思うのですよ。様々な過剰な制限ですよ、制限されるのを知る権利だと思うのですよ。様々な、巻き込まれないようにする権利、その権利があるかわかりませんが、そういうことがあるのだったら、それは、また別の問題ではないかなと思うのですよ。

（越智会長）

ああ、なるほど、そうですね、それじゃ。

(小田副会長)

そここのところの話をしましょうか。ちょっとよろしいですか。

今の平田さんのお話とか踏まえて、私もだんだん平田さんがおっしゃっていることが、少しは理解できてきているので、これは、ぜひもう一回、会長、副会長、事務局で、ここをもういっぺん考えるということで、ちょっと置かしていただいた方がいいのではないかと思いますので、よろしいですかね。

(越智会長)

ええ、ありがとうございました。

それでは、この箇所もですね、第7項も、今の副会長の御提案どおり、第1項の第2パラグラフと同様、もう一度こちらの方で考えさせていただいて、そのときに出てきたものをまた皆様に至急お送りするというので、それで、チェックしていただくということで、お送りするか、どういう方法を取るかはわかりませんが、そのようにさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。

(平田委員)

ええ、その際に先ほど申した発信者の表現の自由とかいうものも併せて検討をしていただけたらと思います。

(越智会長)

これは別立てでということですか、それともこの第7項？

(平田委員)

あつ、第7項に入れるという形でもかまいません。

(越智会長)

ああ、なるほど、わかりました。

では、第1項の第2パラグラフと第7項は宿題ということにさせていただくとしまして、それでは、それ以外の場所について疑問点あるいは御意見がございましたら、どうぞお願いします。

(小田副会長)

少しいいですか、すみません、時間も押しているのに、こんなことを言って申し訳ないのですが、この答申の中にメディア・リテラシーという部分が消えてしまう、名前が消えてしまうというのは、非常に私は残念なのですね。

メディア・リテラシー教育というのは、もう既に1988年ごろだったと思いますけれども、カナダでは学校カリキュラムの中に入っているようなことで、逆に青少年自身が自分から主体的にそういうものを選んでいくという、自分たちがつくっていく、大人からこうしなさい、ああしなさいというのではなく、自分たちから選んでいくというような部分が非常に重要で、青少年の育

成に当たって、このメディア・リテラシーという部分をもっと学者が強調していきたいなど。条例の中にもそのようなことが書いてありますので、どこかにメディア・リテラシーという部分を残してほしいという希望を述べさせていただきたいと思います。

(越智会長)

ただ今、副会長の小田委員の御意見としてメディア・リテラシーという言葉を残してほしいという御希望、御要望ですけれども、これについていかがでしょうか。

では、松田委員。

(松田委員)

それについては全く同感です。最初からフィルタリングということについて、ただ蓋をしてしまうだけでは、ほとんど意味がないと思っているのです。

下田先生自身も朝日新聞に書かれているように、無理やり押さえつけても子どもたちは、もっと手の届かないところへ行ってしまうだけだというのがありまして、携帯のフィルタリングだけを一生懸命にやっても、もう7月には iPhone という携帯電話が出てくるわけですが、これは通常の携帯ではないものがアクセスできるのです。それ以前に既に売られている日本の携帯ゲーム機のいくつかのものでは、既にネットでアクセスできるので、携帯のフィルタリングだけを強化してしまったら他へいっただけだと思うのです。それはあくまでも、そうはいっても携帯のアドバンテージというのはありますから、携帯を使っても、なおかつフィルタリングも、ある意味そこそこのものにしておかないと、ですから、単純に権利とか、云々とかというのは別に実効性を担保するためには、役に立つフィルタリングでないと使われないと思うのです。

なおかつリテラシーを上げていけば、フィルタリングなどはなくてもというところへ最終的に持っていかないと、フィルタリング頼みでは、結果、実効性もないし、もっと面倒な状況に行ってしまうのではないかというふうに考えています。

ですから、平田委員がおっしゃったように私も「健全な」というところが引っ掛からないところはないわけでもないのです。例えば、15、16歳の男性が女性の裸を見たいというのは、これは健全ではないかと思うのです。そこのところを、100%蓋をするということについては、ちょっと。そうではなく、本当に危険なのは何なのかというところをきちんと学ばないと。

よく私なども海外に行って、日本人は危ないところを全然わからないと言うのです。ロスアンゼルスなどを歩いていっても、ここから一步向こうへ行ったら危ないというのが、普通の日本人以外だったら、海外旅行者だったらわかるというわけですよ。けども、日本人だけが、なぜか道路から向こうに行ったら危ないというのがわからないと。だから、それがわかるような教育というのが絶対に必要だと思うのです。

それは、下手なフィルタリングを掛けるとそういうところをわからないままに育ててしまうのではないかというような危惧を持っているのですね。

(越智会長)

基本的には小田委員と同じ御意見だと思いますけれども、今、小田委員が主におっしゃったのは、メディア・リテラシーというのは、もう既に定着したと言いましょるか、既に使うべき言葉であろうから、それを砕いた表現に修正した点というのは、かえって効果的でないのではないか

と、そういう御意見だったのですが、それについていかがですか。

むしろ、メディア・リテラシーという言葉が子どもたちにも、あるいは一般の人たちにもきちんと浸透させていかなければいけないというふうに考えてよろしいかと思えますけれども。

(小田副会長)

さっきの変えたところは問題ないと思えますけれども、むしろ、別項でそういったものをきちんと入れておくっていうのですか、自分から選んでいく能力を身につけるという部分がここへしっかり入ってくれば、先ほどの今回変えたところに関しては、私は問題ないと。

むしろ、そのリテラシー教育というのを项目的にきちんと挙げて、青少年自らが自分でそういうことを、選べる人間をつくっていくという部分をつくっていただきたいというようなことが入れば問題ないと思えます。

(事務局)

委員長、少しよろしいでしょうか。

事務局としてですけれども、元に戻しまして、それで、メディア・リテラシーというあとに電子メディアを適切に利用し、情報を活用する能力というのを括弧書きで入れるということにさせていただきますかどうかと思えます。

今ちょっと、メディア・リテラシー教育あるいはリテラシー向上のための取組をどこかで項目を起こすという御意見なのですが、今回の諮問については、フィルタリングの基準ということになっておりますので、また別のところで、そういうメディア・リテラシーについては、また議論を十分にさせていただきたいというふうに思います。

(越智会長)

はい、今の事務局のこれも提案なのですが、御提案だと、具体的にメディア・リテラシーという言葉を開いて、わかりやすくした表現というのは、メディア・リテラシーの説明として括弧書きか何かで活かしていく形ではどうだろうかということだったと思えますけれども。

ですから、文言で言いますと、「フィルタリング機能は、その理由を通して、メディア・リテラシー（青少年が電子メディアを適切に利用し、情報を活用する能力）の向上を図るものでなければならぬ」、こんな感じになるのでしょうか、いかがでしょうか。

(小田副会長)

そうですね、それで結構です。

(越智会長)

よろしいですか。それでは、小田委員も他の方々もそれでよろしければ、では、第6項のメディア・リテラシーの表現についてはそういうふうにさせていただければと思います。それ以外にございませんか。

(平田委員)

7項に入ってもいいですか。

(越智会長)

ええ、かまいません。

(平田委員)

私が、少し事前に意見を申し上げて書面を出したのですけれども、こういった細かい基準をこちらがつくって、それで、たぶん、これをどういうふうに利用するのかが、よくわからないのですけれども。一応、市とか公の機関がこういうふうには有害情報を分類するというのは、かなり問題ではないかとは思っているのです。今。

(越智会長)

平田委員が今おっしゃっているのは、そういう表の分類についてですね。

(平田委員)

そもそも、有害情報はこういったものですよ、と定義すること自体どうなのかという意見があると思っています。だから、ここの答申もされていて、こういうふうに思いますよ、ということは、この限りではいいのですけれども、これがきつと市の方で何らか利用されて、市の見解としてつながるようなものになるとすれば、あまりよろしくないなという考えを持っています。どういうふうに使われるかは、きちんと私の方が理解できてないのですけれども。

そもそも、こういった有害情報とは何ぞやというのをここの1項にも書いてあるのですけれども、その1項で、青少年や学校関係者等の意見を反映したものとなるように検討していく必要があるというのは全くそのとおりだと思っています。

これを、やっぱり、基本とすべきで、この時点で、我々の方で、これはだめだというようなものを出していいのかというのが、私の疑問です。

内容についてもいろいろ言いたいことはあるのですけれども、例えば、告発・中傷とかという欄を見ると、一方的な表現・主張とあるのですが、それは誰がどう判断して一方的なのかというのがよくわかりませんし、非常に曖昧なのです。

こういったものとか、例えば、よく最近、私が考えたり、いろいろなところから聞くのが死体の、死体は確かに衝撃的で青少年に悪い影響というのはわかるのですけれども、戦争のイラクとか軍事政権の中でこういった戦争が起こっていると、こういう状況になっているというようなサイトまでシャットアウトされるようなことになるのではないかという気持ちもあるのです。

非常にこちらの方で、市とか公権力の方でそういうふうにするのが、非常に抑制が強いというふうに考えています。なので、そういうカテゴリライクもそうですし、定義づけというのもしていいものなのかという疑問を持っています。

(越智会長)

はい、しかし、それについては現状と問題点の第5項ですかね、そこで、「保護者、学校関係者等によるフィルタリング機能を強化する仕組みをつくることが急務である」ということをきちんと行って、なおかつ、まとめの第1項で、さらにそれを繰り返しているというふうに私は読んだのですけれども。

(平田委員)

だから、要するところ、まとめの2番の、ただし、当面はこうすべきであるということを決めるのはどうかということです。

(越智会長)

ああ、なるほど、なるほどね、わかりました。

ただ今の御意見はいかがでしょうか。この分類は個々独自のものだというふうにも考えることはできると思いますけれども、一般によく用いられている、私が知っている限りでは、インターネット協会とかそういうところにつくってきて、現在も新しいバージョンをつくっているというふうに聞いておりますけれども、そういうところにつくられているのをベースにしてつくってあると考えていいだろうと思いますけれども。

どうでしょうか、今の御意見は、ですから、表の分類の仕方と、もう一つ、まとめの第2項の、「ただし、当面は、別紙にある分類をアクセス制限すべきものとする」という、こういう紋切り型の文章について疑問があるというふうに考えてよろしいですか。

(平田委員)

率直に言うと2項は削ってはどうかという提案になるのですけれども、さっき言われたインターネット協会のはよくわかります。たぶん、そうだろうと思うのですよ。

ただ、それを私たちの立場でやることの影響力を考えると、同じようには考えられないなというように思っています。

(越智会長)

ああ、なるほど、ただ今の御意見はいかがでしょうか。

福田委員、どうぞ。

(福田委員)

すみません、私は単純に挙げてもいいのだと思ってこれを見ていたのですけれども。

(越智会長)

すみません、挙げてもいいなというのは第2項のことを言っていच्छやるのですね。

(福田委員)

そうですね、この基準ですね、基準を挙げてもいいと思っていたので、分類を。そう思って見ていたのですが、今、平田委員のお話を聞きながら確かにそうなのかなとは思ったのですが。

ただ、この審議会の中で審議されたことはこうであるというものを出さないと曖昧なのかな、結局、曖昧に終わってしまうのかなというふうに思うので、もし、これが変化できるものであれば、分類が今から先もどんどん変化、先ほど言われたように常に子どもたちは進化しているので、昨日まで有害ではないと私たちが思っていたものが、今日は有害になっていたりとかいうのが現状なので、変化できるものであることを明記してあればいいのかなと思います。

(越智会長)

ああ、なるほど、つまり、例えば、別表の分類については見直すとかですね、きちんとそういうことを付け加えておけばいいのではないかという御意見ですね。

(福田委員)

そうです。

(越智会長)

それ以外にございませんか、御意見、いかがでしょうか。

例えば、今の福田委員の御意見について平田委員、いかがでしょうか、平田委員は、もう第2項を除いてもいいのではないかという御意見でしたよね。

(平田委員)

よく、私たちが何をすべきかという位置づけの問題で、確かにおっしゃるとおりね、私たちのやる基準を求められているということが、はっきり言って、そこまでやれというところまで読むのかどうか私もよくわからないのですけれども、そこまで求められているのだということであれば、私は基本的には、そこまでするということの悪影響も考えないといけないなというのがあります。

まだ、たぶん、私と同じような意見を持っておられないのだろうなとは思っているのですが、もし提案するとすれば、本当に現実に考えていけないと、責任持った回答にならないし、そもそも、第1項で言っているように幅広いところが効かないといけないわけで、いろいろPTAの方とかおられますけれども、青少年もこの中には入っていませんし、非常に抵抗があります。

(越智会長)

抵抗があるというのは第2項に、さらに「常に見直していく」という、そういう文言を加えても、あまり実効性がないのではないかという、あるいは危険性は減らないのではないかという、そういう御意見ですか。

(平田委員)

そういう懸念はあります。まあ、起こらないとは思っているのですが、そういう懸念を持ちながら、やるとすればやらないといけないのかなと思うのですが、基本的にはしたくないというのが基本なのですが。

(越智会長)

はい、わかりました。

ただ、私たちは個人の意見を羅列すればそれで終わるという仕事ではございませんので、まとめていかなければいけないわけで、ここは非常に大事な箇所ではあるのですね、非常にポイントとして大事な箇所、例えば、条例の中のフィルタリングをきちんと義務づけているわけです。

フィルタリングがきちんと機能するようなそういう携帯を提供しなければいけないし、あるい

はパソコンの場合だって、そういうものをきちんと機能するような形で販売したり、あるいは対応するということが謳われているわけです。

そのためのフィルタリングの機能ないしは基準について私たちは考えているわけですが、フィルタリングはするということが大前提になっていますので、もちろん、その中身によってフィルタリングがザルになったりもするわけですが、フィルタリングを施すということは、実はアクセス制限は、もうするということなのです。

ですから、この項目は省いてもいいという主張もできますし、逆にそれはきちんとするという、あるいはすべきということになっているのであるから、きちんと残しておくべきだという結論もあってもいいだろうと思います。ですから、これは決めなければいけないのです。

どうでしょうか、今の二つの意見が出てまいりましたけれども、松田委員、いかがですか。

(松田委員)

この各項目が、とても大雑把というか、例えば、一番初っ端の分ですが、性教育に係わるものというのは努力されるべきものではないと思います。そういうふうに、例えば、ヌードにしたって、ミケランジェロの彫刻も見えないようなフィルタリングにははいけないと思うのです。そこらをとても細かく決める、だから、どこまでの基準をつくればいいのかというところになると思うのです。

先ほど平田委員もおっしゃっていた一方的な表現とか主張というのも、これも、とても漠然としたもので、どうなのかなというところはあります。

(越智会長)

もう少し具体的な、今のお考えはよかったのですが、そういうお考えであれば、第2項目、まとめのですね、第2項目はどういうふうに、文言を変えるなり、あるいは修正するだけではなくて付け加えたり、あるいは削除したりという観点ではどうですか、この第2項目は。まだ、お考えはまとまりませんか。

(事務局)

すみません、ちょっと発言させていただいてよろしいでしょうか。

(越智会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

今、松田委員が言われたように、この分類についてというのは、分類というのはキリがないということがございます。

今、我々が御提案させていただいている、例えば、ヌードの画像ということであれば、ヌードの画像ということを出していますけれども、あくまでもこれはカテゴリーであって、その頭に立てる有害情報の分類であるということですから、ヌードの画像であっても有害なものとは有害でないものというものはあるだろうと。

そのところは、青少年の性的な関係を増長するようなものであるというようなことで、そこ

の判断というのは社会通念上というものになってこようかと思います。

有害図書というものが実はあって、こういう規制というのは県の条例でやっております。どの県も有害図書の販売規制というのはやっております。

有害図書につきましては販売規制まで踏み込んでやっているわけですが、それについても、いわゆる対象が青少年であるという限定されたもの、それから、有害であるというのは、どういうカテゴリーのものかというのが具体的に定義されている、そのことをもって、そういう有害図書指定をして販売するということは憲法上にもないし、適法であるというふうな判断に現状の判例でも出ております。

そういうことから言いますと、こういったカテゴリーを逆に提示しておかないと、無作為に、逆に言えば漠然と定義しておけば無作為に終わってしまう。

現状で、この項目をどんどん細かくしていっても、今、フィルタリング会社の方で7千万件のサイトをチェックしているということで。そうすると、それに対応するというものは、なかなかきめ細かくしたところで、結局は同じで漏れていくと。

そういう意味で、とりあえず当面の基準としてこれを提示しておりますが、我々はフィルタリングそのものも限界がある、機能上限界を持っているということから、まとめの中でも、「保護者、学校関係者、青少年の意見を反映したものになるように人材の育成を図っていく必要がある」というふうな提示をさせていただいているということでございます。

(越智会長)

なるほど。ただ今の御意見は有害図書の例を出して説明していただいたわけですが、要するに第1項で、さらに見直しを含めるような検討する条件というものを書いているので、条例の条件が第1項にあるというふうな考え方で、確かに理解できるような気もするのですが。

どうしますかね、豊田委員はどういうふうにお考えになりますか、この第2項についてですね。

(豊田委員)

フィルタリングですね、確かに難しいです。どういうふうにするのか、本当に情勢はどんどん変わってきて、本当に抽象的な状態でね、具体的に、では、このことはどうかというと、それぞれ見ないと実際わからないです、実際に見てないので。

漠然とこういう状態で、本当にこれは漠然とした状態でいいと思います。具体的に、全然それは中身が違うから難しいと思います、フィルタリングでね、だから、これにみんな苦労しているのです、全国的に苦労しているのはここです。どこをやるかというので、このブラック方式でやるのですが、ホワイトというのがありますよね、方式が。

(越智会長)

二つありますね、ホワイトとブラックがね。

(豊田委員)

ホワイトだと、まだみやすいだろうと思う。全部これを削る……。ブラックをやったらブラックがいっぱいあるので。

(越智会長)

日々生まれていますからね、ええ。

(豊田委員)

はい、ホワイト方式だったらみやすいですね、子どもの世界も大人の世界も、たぶん、わかるのですが……。ホワイト方式は一般的で、ホワイト方式で子どもに見せたい分だけをやって、あとはシャットアウトと、ああいう格好のほうが、ちょっとこれはブラックにすると非常にしんどいですけどね。

(越智会長)

ああ、なるほど。豊田委員も、まずは難しいと、確かにこれは難しいと思いますね。私たちの審議会の一つの立場というのも、ここで明確に示すことにならざるをえないというように私も理解していますけれども。

何かこれについて、さらに言いたいことがございましたら、福田委員、何かございますか。

(福田委員)

難しいのはわかるのですが、すごい原点に戻ってしまうのですけれども、この携帯を使って子どもたちが今どういうふうになっているかというところからこれが出てきているので、本当にとんでもないひどいことになっているのだよ、というのを皆さんに、まず、もういっぺん考えていただいて、携帯で見なくていいことというのはいっぱいあると思うのですよ、図書館の本を見たり、いろんなもので見たり。

なので、まず、携帯のどこを抑えていくか、このフィルタリングですね。そのためのフィルタリングだということを考えていただいたら、やはり、このように基準がほしいし、曖昧なものにしている方が逆に私はいいと思います。

(越智会長)

はい、わかりました。

ほかに御意見がありましたら、どうぞ。

(小田副会長)

今、私も福田委員がおっしゃった部分のところで、これまでずっと子どもたちの電子メディアに対するいろいろな問題点を追っかけてきた中で、フィルタリングというのは、あくまでも青少年を携帯、インターネットから守るための手段の一つのカテゴリーであって。

もう一つは、さっき私がお話しして強調するようで申し訳ないのですけれども、メディア・リテラシー、ここへ持っていくための一つの準備段階の一つとして私は捉えてこれまでできています。

ですから、曖昧な部分というのは、これは本当に曖昧で表現的には難しいのですけれども、基準的に、例えば、フィルタリングをしようという、親が見てですね、ここの部分、ここの部分という部分をしっかりと見えないものだ、これまた困るわけで。

私は、そこでコミュニケーションだとか、そういったものを親子で話しながら、取る、取らないとかいうことをやればいいことではないかという考えで、これまでの活動の中では言っている

ところなのです。

ですから、曖昧ではあるけれども、ここの部分は現状、変わっていくということを前提に、ここに明記しておいていただいて、日々変わっていくというのを、1年ごとなら1年ごとで、半年なら半年でもいいですから変えていくということを原則にして、アバウト的なものは、その曖昧な部分を残していただければという希望です。

先ほどもお話したように、条例の中でも言っています、「引き離す、守る、自分自身が見つけ出す」という部分のところを、この3本の柱になっていますので、その3本の柱の中のそれを一緒にやらないと完成、青少年を守るような形にはならないと思うので、ぜひ、ここの部分は入れていただいていた方が望ましいのではないかと思います。

(越智会長)

これについても、本当は困るのですけれども、二つの宿題を既に残しましたので、これも会長と副会長と事務局で、ちょっともういっぺん、皆さんの意見を踏まえて、文案を検討して、また併せてお送りすることにしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。今、決めろということであれば、もう少し時間を取って議論を続けたいと思いますけれども、かまいませんか。平田委員、よろしいですか。

(平田委員)

あっ、これは、また、こういう場がありますか。

(越智会長)

いえ、そうではないですよ。ええ、ありません。ですから、会長と副会長と事務局が検討して、その検討した結果をお知らせいたしますので、それについて御意見をいただくということで。

(平田委員)

そうしたらですね、あと、こういうあれがなければ、こういう意見が出たという反対意見みたいなものを、注記をきちんとしていただくということは、していただきたいと思います。

(越智会長)

なるほど、そういうことは可能ですか、そういう注記を残すということは。

ちょっと伺いますけれども、議事の中に注記を残すのですか、それとも答申の中に。

(平田委員)

答申でこうだというのを出しますよね、たぶん、多数意見でまとまると思うのですけれども。ならば、こういう意見もあったということを残すことはできないでしょうか。

たぶん、こういうすごい重要な問題を今回1回の分でやること自体ですね、私は非常に疑問を持っています、すごく重要な問題だと思うんです。

だから、そういうこと自体、ちょっと不満が残っていますので、こういう形できちんとしていただかないといけないなと思います。

(越智会長)

わかりました。では、要望としてそれを強く私も受け止めておきたいと思います。

それ以外の修正、答申案について御意見がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここで宿題を三つ残してしまいましたけれども、それ以外の点については承認を得たということで。3点の宿題は、また、私たちの宿題として皆さんにお配りしたいと思います。できた段階で答申書を作成して市長に答申するという、そういう運びになるのだろうと思います。

重要な文言を含んだ修正案ですので、ずいぶん時間を、もう少し短く予定でございましたけれども、長くなってしまいました。

それでは、以上で、この答申案についての検討ということは終えることにいたしまして、その他ということになっておりますけれども、何か事務局の方からございましたら、お願いします。

(事務局)

時間が押している中で申し訳ございません。

いくつか資料の方もございますので、まず、本日、皆様に資料を提供されるということで、本市の経済局産業振興部の産学官技術振興課の大林課長が出席しております。

この資料について少しお時間いただいて、手短に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

■資料説明

(大林課長)

経済局産学官技術振興課長の大林です。お忙しい中をすみません。

この科学技術について話し合う市民会議というのは、広島市の科学技術政策大綱の中で、市民の意見なり提案を科学技術の側に伝える場というのをつくろうということでやっておりまして、公募をいただいた市民の方、昨年度は11名ですけれども、子どもと電子メディアの関係ということで議論していただきました。

意見の提案ということで、科学技術進歩への対応、法規制と技術による規制、教育啓発活動ということでまとめておりますので、また、これを参考にさせていただければということで資料を付けさせていただきました。以上です。

(越智会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

(事務局)

すみません、もう少し事務局の方から。

(越智会長)

では、お願いします。

(事務局)

我々の方で、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりということで、これまで啓発を実施

してまいりました。この審議会の意見に基づきながら、本市ではフィルタリング機能の基準を定めて、7月1日施行されます、この条例の適用といいますか、それに適用するフィルターリングソフトウェアの活用の推進ということを今後も行っていくことになります。

この答申案の中にも少し書かせていただいた人材育成の件ですけれども、実は8月3日、4日の予定で、市のPTA協議会の方とタイアップいたしまして、電子メディアに係わる講習会というものを実施する予定にいたしております。

それと、お手元に、このリーフレットを参考にして、今後、条例の啓発を図っていくうえで、これを啓発してまいります。小学校の5年生から高校生までということで配布させていただきま

す。

これは実際の4分の1の大きさなのですけれども、これの4倍の大きさのものをポスターとして作成して、関係部署、学校等、事業所の方にも配布をして啓発を図っていきたいというふうに考えております。

以上、今日お配りしたその他の資料について説明させていただきました。

(越智会長)

ただ今の御説明ですけれども、何か御質問がございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、予定の時間をかなり超過いたしましたけれども、以上で本日の審議事項の終了というふうにさせていただきたいと思います。

何かございますでしょうか、まだ、事務局の方からございますか。

■閉会

(事務局)

教育長の方から一言御挨拶を申し上げます。

(教育長)

今日は、大変熱心な御審議をありがとうございました。

今日のポイントになりました件ですが、私自身も、いわゆる憲法の表現の自由に係わる大きな問題というか、ポイントがあるということでありますが、同時に学校教育を所掌している立場からいたしますと、本来、子どもたちというか、人間の行動様式というのは、いわゆる定義は別としても善と悪があるときに、その中で善を選ぶ、善の行動を取るということができるとというのが、本来、基本的な人間の構造であります。

したがって、どういう状況であれ、その中で人間が善の行動を取るということ、そういう子どもを育てる、そういう人間が出来上がるということであれば、こういった条例も一切必要ないというのが本来の社会だと思います。

ところが残念ながら、なかなかそういう形の中で子どもたちを健全に育成したいと考えておりますけれども、いろいろな形で事件に巻き込まれると同時に事件を起こすといったような状況の中で、どういう形で、少なくとも最低限の子どもたちを健全にさせるための策が取れるか、取らなければいけないのかということになってくるのだろうというふうに思っております。

したがって、非常に重要なポイントの部分、やはり、本来はこういう条例は必要ない、そ

ういう社会でなければならないという大前提を忘れないようにしてやっていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

(越智会長)

それでは、本日の会議をこれで終了させていただきたいと思います。
長時間、ありがとうございました。